

港北区スポーツ振興事業補助金の交付手続きについて

○交付手続きの概略は以下の3ステップになります。

① 補助金交付申請（提出書類：第1号様式、第2号様式、規約・定款等）

【備考】

- ・事業（大会）等の開催日に余裕をもってご提出ください（大会開催の2週間前等）。
- ・規約、定款が無い団体で港北区スポーツ協会加盟団体においては、港北区スポーツ協会会則に変更することができます。
- ・事業計画書兼事業予算書（第2号様式）の記入にあたっては、補助金の使途が分かるよう、「別表：補助対象経費」の項目を参照していただきますようお願いします。
- ・事業計画書兼事業予算書（第2号様式）内【収入の部】と【支出の部】の合計額は一致させてください。



内容を審査したうえで港北区から「港北区スポーツ振興事業補助金交付決定通知書（第3号様式）」を発送します。（概ね2週間程度、審査によっては左記以上）

② 事業完了報告（提出書類：第6号様式、第7号様式）

【備考】

- ・事業（大会）等終了後から2か月以内（報告が翌年度にまたがる場合は翌年度の4月末まで）に御提出ください。
- ・事業報告書兼事業決算書（第7号様式）については、事業計画書兼事業予算書（第2号様式）と対比してご記入いただきますようお願いします。



内容を審査したうえで港北区から「港北区スポーツ振興補助金交付額確定通知書（第8号様式）」を発送します。（概ね2週間程度、審査によっては左記以上）

③ 補助金の請求（提出書類：第9号様式）

【備考】

- ・港北区から「港北区スポーツ振興補助金交付額確定通知書（第8号様式）」を発送した後、速やかにご提出ください。
- ・申請者と口座名義人が異なる場合は委任状が必要になりますのでご注意ください。
- ・所定の箇所に押印のうえ、紙面によるご提出に御協力ください。

○その他

上記手続きのうち「① 及び ②」はメールによるご提出も可能としています。メールでご提出をした際は、到達確認の電話連絡を下記担当までくださいますようお願いいたします。

【お問合せ】

港北区総務部地域振興課スポーツ担当

Tel : 540-2238

Fax : 540-2245

Mail : ko-sports@city.yokohama.jp